

# みどり通信

第205号 2013. 4. 8

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P7
● 社会保険	P3	● これからの研修	P8
● 生命保険	P4	● あとがき	P8
● 一倉定 経営心得	P5	● 営業カレンダー	P9

4月18日に松木先生を講師にお招きし、セミナーを開催いたします！



ぜひお越しください。

昨年開催した『松木塾』の様子

**夢を実現したいと思う経営者、後継者、幹部社員 必見です!!**

## 成功する脳・目標を達成する脳をつくる

**セミナー開催のご案内**

**“脳力開発トレーニング”で自身の常識の枠を広げ、可能性の扉をこじ開けて成功を、人生の夢をつかもう!**

**成功者に絶対必要な“強運”をつかむための手法を学ぶ2時間30分です。**



講師:松木脳力開発研究所  
**松木 毅氏**

静岡県在住。大脳生理学と心理学の研究に基づく科学的かつ画期的なメンタルトレーニングを構築し、あらゆる分野でめざましい成果をおげている能力開発会社「株式会社サンリ」に長年在籍し、能力開発研究室長を務められる。  
日本のスポーツ選手、ビジネスマン、受験生、その他あらゆる分野で成功者を輩出。また、ゴルフ、プロ野球、プロゴルフ等のプロスポーツ選手のメンタルアドバイザーとしても活躍し、その指導を受けた受験生の苦手克服を私試し、能力を飛躍的に向上させて続々と志望校に合格させる。  
そんな松木氏から、潜在能力を最大限に発揮し、成功するための具体的な手法についてお話しいただきます。人を活かす経営が実現でき、そこに働く人も企業も成功に導いていただける内容です。右脳で覚える記憶術の習得も定評があります。

◆日 時 **4月18日(木)** 午後6時～8時30分

◆定 員 **50名(先着順)**

◆会 場 **加茂商工会議所 2階会議室 加茂市幸町2-2-4**

◆申込締切 **4月15日(月)**

無料

お申し込み主 催 **有限会社 エム・アイ・サービス** TEL0256-52-6869 加茂市旭町15番30号  
(税理士法人 山口会計パートナーズ内) HPアドレス <http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> ①アドレス [yn@tkcnf.or.jp](mailto:yn@tkcnf.or.jp) ブログ毎日更新中!!

社長					担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、4月5日のホームページ掲載のものからです。

## 強 運 . . .

.....成功する人間というのは皆、「徹底したプラス思考」の持ち主である。彼らはどんなに環境が悪くても、「必ずできる」と思っているから、はたから見れば、気の毒になるくらいの困難にも、嬉々として取り組んでしまえる。

そして何度失敗しても立ち上がり、そしてついには大きなことを成し得てしまう。天才というのは、何度失敗しても、脳が「ダメだ、できない」と判断しないのだ。

状況がよくても悪くても、たとえ最悪最低の事態であったとしてもおかまいなしに、何でもかんでもプラスに考えてしまえる人間など、世の中の99%の凡人からすれば「それじゃ単なるバカじゃないか」と思えてならない。

しかし、これは成功者が、世の中の99%の人間が「とてもできない」と考えることを「できる」と思ってしまう脳をもっているからである。彼らは他の人がイメージできないことをイメージしている。その並外れたイメージ力こそが成功者の証なのである。

豊田喜一郎氏（トヨタ自動車創始者）にしても、その野望があまりにも壮大すぎたために、父佐吉翁の設立した豊田自動織機製作所に、いわば“社内ベンチャー”として「自動車部」を設立した当時は、社内全員が大反対し、孤立無援状態だった.....

.....喜一郎氏の脳は“できない”ことさえ、“できる”と思える天才の脳なのだ。その恐るべきプラス思考を彼は自身の手記にこう語っている。

「こんな事業を向こう見ずにやる者は、余程アホウだと私自身も思っています。数年前までは多くの経営者は大概そう思っていました。ただ余程うぬぼれの強い人間か、また世人におだてられて向こう見ずにやる人間の事業のように思われていたのは、当然のことです」。

この、常人には頭がおかしいと思われるほどの「徹底したプラス思考」がなければ、壮大な野望を、心の底からワクワクと思い描くことなどできないのである.....

以上は、日本合理化協会刊・「強運の法則」西田文郎著P40～P42の抜粋です。  
ぜひ、強運を身につけたいものですよ。

その強運を掴むためには8つの資質があるそうです。

1. 大きな野望
2. 強欲の熱意
3. 出会い
4. ツキ
5. 徹底したプラス思考
6. 人を喜ばせる力

プラス

7. 使命感
8. 感謝の心

これらをぜひ実践したいものですね！

そんな内容の話が聞ける講演会を今月18日に開催いたします。

このチャンスをぜひお見逃しなく・・・。

税理士 山 口 昇

# 社会保険 Q&A

**Q** 配偶者に内職収入がありますが、被扶養者になれますか？

**A** 配偶者の内職収入が年間どのくらいかによって、被扶養者になれるか、なれないかが決められます。

現在の取扱いでは、

- ① 配偶者の年間収入が130万円未満(60歳以上か障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)で、被保険者の年間収入の2分の1未満であれば、配偶者は被保険者の被扶養者になれます。
- ② たとえ、配偶者の年間収入が130万円未満(60歳以上か障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)で、被保険者の年間収入の2分の1を超えていても、被保険者の年間収入を上回らない場合には、世帯の生計状況を総合的に勘案して、被保険者が世帯生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、配偶者を被保険者の被扶養者とすることになっています。この取扱いは、船員保険や日雇特例被保険者にも準用されます。

**Q** 今月末をもって妻が会社を退職します。被扶養者にしたいと思っていますが、その手続き方法について教えてください。

**A** 届出については被扶養者を有するとき、または被扶養者を有するに至ったときは、5日以内に「被扶養者(異動)届」を事業主を経由して、日本年金機構事務センターまたは健康保険組合に提出することになっています。

なお、配偶者が20歳以上60歳未満の場合、国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)に該当しますので、その届書がセットになっている様式のものを出することになります。

また、添付書類についてですが、一般的には退職の場合、退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピーなどとなっています。しかしながら、前問の年間収入のことをクリアしなければならないため、その他にも必要書類を求められることがあります。

いずれにしても、日本年金機構事務センターまたは健康保険組合によく聞いてから、手続きを行ってください。

# 経営者のための生命保険講座 第160回

## 今回のテーマ

### 証券管理表について

経営者の皆様は、何種類もの保険に加入されているため、「いざ」というときに、「どこにどのような保険に加入していたのか正確に分からない」ということが大変多いです。

その解決策として加入している保険を管理表にしておくことで、法人契約ばかりか、個人契約、ご家族の保険まで加入内容が明確になり、万が一の時にもしっかり対応することができます。

### 保険証券管理表のイメージ

契約形態	No.	保険会社	加入年齢	保障内容						保険料		
				保険種類	保険期間	払込期間	普通死亡	災害・傷害	入院	払方	保険料	年間
個人	①	A生命	〇〇歳	終身保険	終身	70歳	30,000,000			月	38,000	456,000
	②	B生命	〇〇歳	定期付終身保険	65歳/終身	65歳	30,000,000	10,000,000	5,000/日	月	23,000	276,000
	③	C生命	〇〇歳	定期付終身保険	70歳/終身	70歳	50,000,000	20,000,000	5,000/日	月	32,000	384,000
個人合計							110,000,000	30,000,000	10,000/日	年間保険料		1,116,000
法人	①	A生命	〇〇歳	定期付終身保険	70歳/終身	70歳	100,000,000	20,000,000	10,000/日	年	520,000	520,000
	②	A生命	〇〇歳	定期付終身保険	10年/終身	70歳	30,000,000			月	18,000	216,000
	③	D生命	〇〇歳	定期保険	70歳	70歳	50,000,000			月	25,000	300,000
法人合計							180,000,000	20,000,000	10,000/日	年間保険料		1,036,000
総合計							290,000,000	50,000,000	20,000/日	年間保険料		2,152,000

### 保険証券管理表のメリット

- ①どこの保険会社に何を請求するかが明確になりますので請求漏れを防げます。
- ②保障に関するダブリや漏れを防げますので、無駄な保険料支出や保障不足が発生しません。
- ③資金使途が発生した際にどの保険を解約して、資金を捻出することがベストか等、保険を財産とした分析がし易くなりますので、経営判断のスピードアップが図れます。
- ④法人契約・個人契約の内容が一覧表で確認できるので、全体のバランスや見直しのタイミング、いくら保険料を支払っているのか等、加入している契約の全てが一目瞭然となります。

今回は、加入している保険契約の整理方法として「保険証券管理表」の作成を紹介いたしました。保険は一つの契約でさえ分かりにくいものです。それが複数の保険会社から法人・個人に両方で加入していれば余計に分からなくなってしまいます。ぜひ実際にご自身が加入している保険の「保険証券管理表」を作成してみましよう。

しかし、経営者は従業員をかかえているのだ。社長がこのような気持ちでいたら、従業員は浮かばれない。

人間はみな生活の向上を願い、自己の才能を発揮したいという欲求をもっている。一個の人間としての「自己拡大」の本能である。会社を発展させなければ、従業員の自己拡大の欲求は満たされない。

人間としての欲求を無視することになるのだ。いったん、経営者を頼って入社してきた人間の欲求を満たしてやろうとしないのは、人間性無視もはなはだしいといえよう。

経営者は、以上のような社会的責任と、従業員に対する人間的な責任の両方を負っているのだ。そのためには、どうしても長期的な繁栄を実現させなければならぬのである。

この自覚が経営者の使命感である。この使命感のない経営者は経営者の資格がないのだ。この使命感の土台の上に、経営者のもつ人生観・宗教観などの哲学を積み重ねて「わが社の未来像」を心にえがく必要がある。

それを繰り返し反すうし、温め、次第に高めてゆく。その未来像は、自分に言い聞かせるだけでなく、絶えず従業員に語り、社外の人に話すのである。それが従業員に希望をもたせ、社外の人々の援助や協力が得やすくなる。自らは、それが潜在的に植えつけられて「必ず実現してみせるぞ」という信念が生まれてくる。こうなればしめたものである。未来像に基づく、長期目標が設定され、目標達成のための青図が引かれ、発展への軌道にのることになるのだ。

経営者の使命感を土台にした未来像のないところに経営はなく、繁栄はない。すぐれた企業は必ずすぐれた未来像を持っているものである。

# 一倉定の経営心得シリーズ

その二十四

すぐれた企業は、  
必ずすぐれたビジョンを持っている。

会社は絶対につぶしてはならない。いつ、いかなる場合にも利益をあげて存続させなければならぬ。これが経営者の最低限度の社会的責任である。そこに働く人々の生活を保証するという社会的責任である。

次に、社会に貢献するという責任をもっている。そのためには、会社自体が繁栄しなければならぬのだ。繁栄は、社会がその会社を必要としているなによりの証拠である。

経営者は、まず以上のような社会的責任を自覚してもらいたいのである。

さらに、従業員に対する人間的な責任がある。「とにかく食っていけばいい」「もうこれ以上大きくしない。こぢんまりやるのが私の主義だ」というような社長に、よくお目にかかる。こういう生き方は、個人としてなら結構である。はたから、とやかくいうことはない。





# これからの研修

- 成功する脳・  
目標を達成する脳をつくるセミナー

加茂商工会議所

4月18日（木）

18:00 ~ 20:30



## あ と が き

事務所に入所させていただいてから、早いもので3回目の春を迎えています。

今日、私がこうして日々頑張らせていただけるのも、ご縁をいただいたお客様、ご指導くださる所長・スタッフの皆さんのおかげです。やはり、私は運がいいな、すばらしいご縁に恵まれているな、と思います。

また昨年11月には、結婚もさせていただきました。これまで以上に、ますます頑張らせていただきます！

勝見一生

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



## 5月



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp